

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

◇条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五

十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「六、三〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。